

平成16年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「毛布」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成16年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「毛布」について、同法の繊維製品品質表示規程(以下「表示規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、「毛毛布」、「アクリル毛布」各4銘柄、「綿毛布」、「絹毛布」各3銘柄の計14銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

表示規程では、毛布には「繊維の組成」、「家庭洗濯等取扱い方法」、「表示者名及び連絡先」を表示する必要があります。テストの結果、5銘柄が表示規程に不適合でした。不適合事項の詳細は以下の通りです。

不適合内容		銘柄数
繊維の組成	「毛100%」あるいは「シルク100%」と表示されているにもかかわらず、毛羽(パイル)以外のたて糸や縁取り生地にアクリルやポリエステルなど表示以外の繊維が使用されていた。	4
家庭洗濯等取扱い方法	縫い付けラベルに表示された洗い方と、下げ札の注意表示の内容(使用する洗剤や水温)が異なっており紛らわしい表示となっていた。	2
表示者名等	表示者名及び連絡先の表示がなかった。	1

1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。

「毛100%」と「毛羽部分 毛100%」との違いは？

繊維製品品質表示規程第7条第1項に「繊維製品の組成繊維中に別表第6に掲げる繊維があるときは、これを組成繊維から除いて混用率を算定することができる。」とあり、別表第6第一号に、混用率の算定から除外できる繊維として「毛布の毛羽を構成している繊維以外の組成繊維（毛羽の部分の表示である旨を示す用語を付記する場合に限る。）」とあります。

このことから、毛布の組成を表示する場合には、使用している繊維すべてを表示する方法の他に、「毛羽部分」（「パイル部分」）だけを表示することも可能です。しかし、その際には毛羽部分の表示であることを付記することが必要です。

そこで、表題の「毛100%」と「毛羽部分 毛100%」との違いは、「毛100%」と表示された毛布は、使用されているすべての繊維が毛100%ですが、「毛羽部分 毛100%」と表示された毛布は、毛羽部分以外（たて糸や縁取り生地など）には、毛以外の繊維が使用されている場合もあります。

